

法と政治を学ぶということ ——法学部に夢ってありますか？

磐城高校出張講義

2018/10/04

東北大学法学部

2つのノガレス（メキシコとアメリカ）





	Nogales, Sonora, Mexico	Nogales, Arizona, US
人口	212,533人 (2010)	20,355 (2015)
平均年収	235,851ペソ (約49.2万円)	34,474米ドル (約391.4万円)
殺人件数	61件 (2016)	0件 (2013-2016)
レイプ件数	不明	0件 (2012-2016)
放火件数	不明	0件 (2008 - 2016)

2つのKorea（北朝鮮と韓国）



世界には繁栄している国とそうでない国がある

課題：世界において、繁栄している国とそうでない国とを分けるのはどのような要素だと思うか。

- ① 地政学（地理説）
- ② 文化説
- ③ 無知説

事前課題

- 資源が豊富
- 国が厳しい場所にある・砂漠など・水がない・雨がでない
- 交通の要衝
- 国の指導者（支配者）の政治・経済の手腕
- 戦勝国
- 軍事力
- 近代的な法制度
- 教育・義務教育

地政学・地理説

- 最近の流行り ⇄ 後付け？

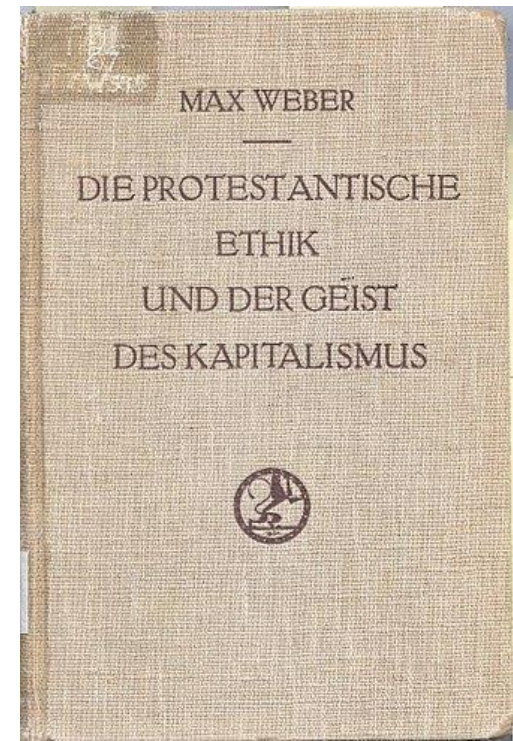
- 熱帯地域（北回帰線～南回帰線）の人々は怠惰（モンテスキュー）
 - ⇄ シンガポール、マレーシア（急速な経済発展）
- 農業の生産性が本来的に低い（サハラ以南の砂漠地帯）（ジャレド・ダイヤモンド）
 - ⇄ 肥沃な大地を抱えるインカ・アステカ地域
 - サハラ以南の農業生産性の低さは土壌の質と無関係
- 東西には文明は発展・移転するが南北には発展しない（ユーラシア大陸：欧州の発展 ⇄ アメリカ大陸：南米）
 - ⇄ ユーラシア大陸内での不平等の説明にならない。

- 「逆転」

- 15世紀まで中米、アンデス地方の文明は北米やアルゼンチン、チリよりも優れていた。

文化説

- Max Weber 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』
プロテスタント（カルヴァン派）：「天職」として労働にいそしむことを推奨→資本家が労働力の搾取を通じて大規模資本形成に成功。
- 文化（宗教党）の中の好ましい「労働倫理」
⇔ 2つのノガレス、2つの朝鮮



無知説

- 統治者・国民が貧しい国を裕福にする方法を知らない（ライオネル・ロビンズ）
⇨インターネットの発展・インターネット以前から世界中の知見
- ガーナ共和国（金、ダイヤモンド、最近は油田まで）
1957年：イギリスから独立
エンクルマ首相
非効率な国営産業政策：精肉工場～500マイル（800キロ）南～なめし皮工場～200マイル北～履き物工場～200マイル南～大都市圏
ノーベル経済賞受賞者アーサー・ルイスから助言⇨政治的支持のため各地に産業分配の必要性
1966年クーデターで失脚

1969年：コフィ・ブシア首相（選挙による民主的政権）
支持層である都市部に安価な食料供給のため価格統制＝農村部の抑圧
国際通貨基金・世界銀行からの改革圧力（通貨切り下げ）→首都アクラで暴動

1972年：アチャポン中佐の軍事クーデター

わかっていても自由市場経済を実施できない。

事前提出課題

- 「繁栄している国」「繁栄していない国」の定義
 - 経済規模・生産力：GDP
 - 第1次産業、第2次産業、第3次産業の発達度合い
 - 「生活の質」（レガタム繁栄指数）
 - 治安
 - 医療・平均寿命
 - 教育

事前提出課題

- 資源が豊富（＝地政学）
 - 国が厳しい場所にある・砂漠など・水がない・雨がでない（＝地政学）
 - 交通の要衝（＝地政学）
 - 国の指導者（支配者）の政治・経済の手腕（＝無知説）
 - 戦勝国
 - 軍事力
-
- 教育・義務教育（＝制度）
 - 近代的な法制度（＝制度）
 - 「包括的な制度」

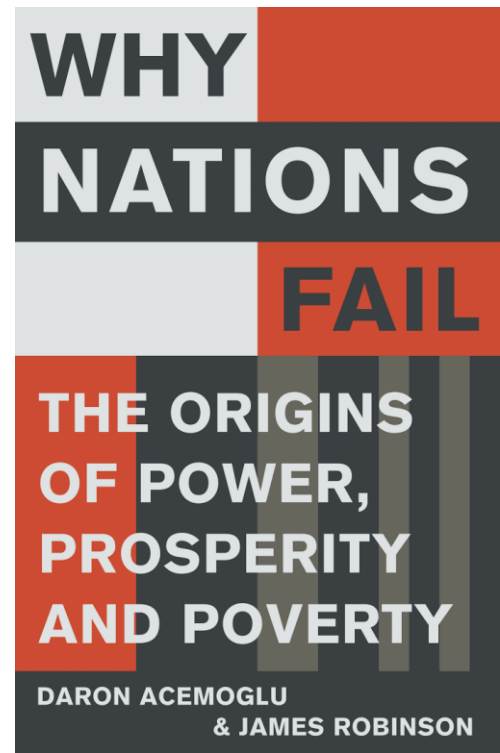
制度（政治制度・法制度）

- 人々を社会活動・経済活動に動機づけるインセンティブが異なる。
 - 私有財産制：安全な財産権
 - 契約の自由・取引の自由・営業の自由
 - 誰もが参加できる「ビジネスチャンス」（独占禁止法など）

= 包括的な経済制度

- 収奪的な経済制度とならないことを保証する政治制度
= 包括的な政治制度

包括的な制度（Inclusive Institution）



包括的な政治制度

- ① 中央集権的な政治制度：合法的な暴力の独占
- ② 多元的な政治制度：権力を社会に広く配分

しかし、この2つは本当に両立可能か？

中央集権：暴力の独占



多元的：権力の分散

中央集権なだけの国家



多元的 = 混沌 (アナーキズム)



多元的 = 混沌 (アナーキズム)



中央集権 ⇔ 権力の分散

この矛盾を解決する方法
(解決したように見せかける方法)

「法の支配」 Rule of Law
(立憲主義)

- 法制度：国家権力（暴力）によって強制される。
- 権力の恣意的な運用を否定

しかし、その内容があいまい（左翼・リベラルが好きなものをそう呼んでいるだけ？）

法学部の試験より

二宮くんはいわき駅前土地を相葉くんとの間で2000万円で売却するという契約を締結した。ところが、その後、二宮くんは松本くんからその土地を3000万円で売ってほしいと言われたので松本くんとの間で売買契約を締結してしまった。そして、二宮くんは不動産の登記名義を二宮くんから松本くんに移転した。

この場合、不動産の所有権は誰に帰属するのか？

帰属しなかった買主（相葉くんor松本くん）は泣き寝入りするしかないのか？

- 契約締結が先の相葉くんが勝つべき？
- 登記を備えた松本くんが勝つべき？
- 正直どうでもいい？

- 民法 177 条：不動産の対抗要件は登記で決する。
→不動産の二重譲渡の場合は、時間順ではなく、先に登記を備えたほうが勝つ。
 - 契約の時間順だと示し合わされる可能性。
 - 不動産譲渡は非常に大きな契約。普通の契約と違って「合意」「同意」だけではなく、登記まで備えて初めて契約といえる。
- 負けた相葉くんは二宮くんに対して契約違反（債務不履行）に基づく損害賠償請求が可能。

正直どうでもいい？

- 権利・義務の関係がきちんと決まっていなくて安全な財産権・私有財産制があるとは言えない。
- 法の内容が「合理的」である必要：契約の時間順と登記の順番のどちらが合理的か？
- きちんとした説明されることが必要。
 - 「じゃんけんで決める」という法律を定めればそれでよいのか？
 - 「男性と女性なら男性（女性）が勝つ」という法律を定めればそれでよいのか？

法学部の試験より

西野さんは白石さんに対して1億円を貸し付けていた。弁済期になっても白石さんは西野さんにお金を返さないで、西野さんは白石さんを被告として貸金返還を求めて裁判所に訴えた。その際に、印紙代の節約を考えて、1億円のうち1000万円を請求することにした。

白石さんは、その借金は弁済したと裁判で主張したが、その主張は事実認定の結果、認められなかった。そこで、白石さんは、西野さんに対して食品を販売していたところ、まだその代金9500万円が未回収であったことを思い出し、9500万円分は相殺することを申し出た。

裁判所はこの売掛金が存在することを認定し、相殺の主張を認め、500万円の限りで請求を認めた。

その後、西野さんは、1億円のうち前回請求しなかった9000万円分の返還を求めて再度裁判に訴えた。

裁判所は、また、白石さんの9500万円の売掛金が存在するか否かを判断しなくてはならないのか？

民事裁判

- 弁論主義：当事者の提出した主張・証拠でしか裁判所は判断しない。
- 既判力：一度判決したことは二度と判決しなおさない。
→紛争の実効的解決。私人間の権利・対立の調整。
(いつまでも訴訟がやり直せるのでは安全な財産権といえない)
- 一部請求：当事者が裁判で判決を受ける対象を自由に決めてよい（処分権主義）
西野さんは最初の訴訟では請求を1000万円に限定して9000万円は次の訴訟に任せるのも自由。

- 一部請求：当事者が裁判で判決を受ける対象を自由に決めてよい（処分権主義）

西野さんは最初の訴訟では請求を1000万円に限定して9000万円は次の訴訟に任せるのも自由。

- しかし、白石さんからの相殺の主張がなされたことによって残り500万円しか残っていない→9500万円部分についてもすでに審理されている。なので、裁判所は再度、白石さんの売掛金の有無についてももう一度審理する必要はない。

正直つまらない？

- 裁判 = 紛争の解決を「力づく」ではなく合理的な（うさんくさい？）議論に基づいて決する。
- 法律の議論がどれほど胡散臭くても
 - 暴力による解決
 - くじ引き（盟神探湯）による解決
 - よりはマシ

今頃ほかの教室では. . .

- iPS細胞による再生医療の活性化
- スピントロニクスによる省エネテクノロジー
- Fintech, IoT, AIによる産業革新（第四次産業革命）
- 法学部って地味だよな. . .

法学部で学ぶこと

- 「法の支配」という概念の中身を学んでいく
 - 実際には「あいまい」（左翼の好きなもの、ではダメ）
 - 場面ごとに異なる→様々な分野の法・政治で学んでいく
民法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、会社法、行政法
- iPS細胞もスピントロニクスもAIもFintechも「法の支配」（包括的な政治制度・経済制度）の下でしか発展しない。

事前課題からの質問事項

- どうして西洋の国々は、早くから発展できたのか？
- 日本がなぜここまで繁栄できたのか。発展途上国はこれからどういう道をたどっていけばよいのか？

どうやって「包括的な制度」「法の支配」を確立したのか？

ヨーロッパで最初に包括的な政治制度・法の支配を確立
イギリス

- 14世紀ペストの大流行による労働力不足によって農民（被支配階層）の交渉力が強化。封建主義時代の強制労働・過大な義務から解放されるようになり、包括的な市場労働市場
⇒ 同時期、東欧ではペストの大流行による労働力不足によって、反対に封建君主の収奪的制度が強化され、農民の奴隷状態は強化
- 同じペスト大流行という歴史的な決定的岐路の直前のイギリスと東欧の差は「小さな相違」→産業革命という決定的な岐路へ
- 元来、中央集権的国家→イングランド大内乱と名誉革命によって国王の権限は他の君主によって制約（=包括的政治制度）

どうやって「包括的な制度」「法の支配」を確立したのか？

日本（明治維新） cf. 西郷どん

- 元来は中央集権→だが、幕藩体制下での幕府の権限はどこまで大きかったのか？ 薩長の台頭によって既に分権化が進んでいた
- 欧米の文化（技術）が分権化＝包括的な政治制度の中で流入→包括的な経済制度構築に結び付きやすい。
 - ⇔ 中国：欧米文化来訪時は中央集権制まだ強固だったため収奪的な経済制度維持
 - （小さな相違→決定的な岐路）

どうやって「包括的な制度」「法の支配」を確立したのか？

- ① 決定的な岐路
- ② 幅広い連帯
- ③ ある程度の幸運

発展途上国はこれからどういう道をたどっていけばよいのか？

- 「法の支配」を導入すればよい！
→そんな簡単ではない．．．

- 収奪的な政治制度→収奪的な経済制度
- クーデター等による既存の収奪的な政治制度の打破
→新たな収奪的な政治制度が生まれるだけ. . .

例：ミャンマー

選挙とクーデターの繰り返し

ミャンマー（ロヒンギヤ）



世界の中の「法の支配」

- 収奪的な国家
- 「法の支配」：中央集権的な国家が前提。国際問題の解決にはならない？
- 中国の経済発展は本当に「包括的な制度」「法の支配」に基づくものなのか？いつまでも続くものなのか？
Cf. アルゼンチンは第二次大戦前に経済発展したがその後停滞

東北大学法学部の目指す学生像

- 法曹ジェネラリスト
 - 国内における「法の支配」の実現
 - 法曹志望コース（3年制+LS2年）
 - 国際的な「法の支配」
 - 多彩な交換留学プログラム+奨学金
 - 国際コースの創設（学部・修士5年一貫+交換留学）
=AO2期入試は「国際的な『法の支配』」